

瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金 事業者提案募集要項

【募集期間】

令和8年9月11日（金）17時必着

提出先 瑞浪市みずなみ未来部シティプロモーション課
〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地
電話 0572-68-9272（直通）

【事業内容】

1. 目的

瑞浪市（以下「市」という。）では、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を行い、当該寄附金の一部を原資として、公益的な活動を行う市内の団体等が実施する、地域の課題解決や活性化に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、市民が主体となるまちづくりの推進を図ります。

2. 提案募集に係る事項

（1）概要

- ①市民が主体となる地域づくりを推進するため、公益的な活動を行う市内の団体等が、地域の課題解決や活性化に資する事業を行うことに対し、助成金による支援を実施します。
- ②団体から事業提案を募集し、地域の課題解決や活性化の取組みについて、その事業効果や交付対象者としての適格性などの審査を行います。
- ③認定された事業（以下「認定事業」という。）については、市がCFによる寄附を募集します。
- ④認定事業者は、当該助成金を活用した事業を、市内にて実施していただきます。

（2）交付対象事業

助成金の交付対象となる事業は、市内で行う地域の課題解決又は活性化に資する事業で、次の各号のいずれにも該当しない事業とします。

- ①政治活動、宗教活動又は営利活動と認められる事業
- ②国又は地方公共団体から補助金、助成金等を受けている事業
- ③事業に要する経費が100万円未満の事業
- ④その他市長が適当でないと認める事業

（3）交付金額

CFの募集期間内に受けた寄附金額の総額のうち、市が負担するCFの実施にかかる経費相当額を除いた額を交付します（千円未満の端数は切り捨て）。

寄附金額が目標とする寄付金額に満たない場合も、その寄附金額に上記の経費相当額を除いた額を交付します。

(4) 交付限度額

交付対象経費の範囲内で500万円を上限に助成金を交付します。

(5) 交付対象経費

①講師又は専門家への謝礼等

②助成対象事業の実施のために必要となる交通費、宿泊費

③消耗品費、原材料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料

④通信運搬費

⑤振込手数料、クリーニング代、ごみ処理手数料

⑥行事、損害、傷害保険料

⑦助成対象事業の実施のために必要となる業務委託に要する経費

⑧施設等の借上料、OA機器等の使用料

⑨内装又は外装の工事費、機械設備の購入費

⑩広告宣伝費、ホームページ作成料

※経常的な管理運営経費、慰労又は懇親目的に要する食糧費、構成員に対する人件費・謝礼、その他社会通念上不適切と認められる費用は対象経費には含みません。

(6) 交付対象者

次のすべてに該当するもの。

①市内に主な活動場所を有する法人（営利を目的とする法人を除く。）又は団体であること。

②構成員の数が5人以上であること。

③団体及び団体の代表者に市税等の滞納がない者

④瑞浪市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者でない者

⑤政治活動、宗教活動及び営利活動を団体の主たる目的としていないこと。

(7) 留意事項

①資金調達のために実施するCFに関しての手数料は一切かかりません。

②CFによる寄附を募集する際に返礼品の提供を希望することができます。その場合は、すでに登録のある市の返礼品が対象となります。なお、返礼品調達に係る費用は、CFの実施に係る経費相当額として受け入れ寄附金額から控除します。

③交付対象経費以外の事業費（消費税等）は事業者負担となります。

3. スケジュール

○書類提出期限：令和8年9月11日（金）17時まで

○提案審査：令和8年9月25日（金）までに開催予定

○審査結果通知：提案審査後1週間に審査結果を通知します。

○CF開始時期：令和8年11月中旬以降予定（原則3ヵ月程度の実施期間）

○事業開始：助成金の交付決定後（令和9年4月以降）

4. 応募方法について

(1) 書類の入手方法：市ホームページよりダウンロードしてください。

(2) 提出場所：瑞浪市役所みずなみ未来部シティプロモーション課

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

(3) 提出方法：持参または郵送による

(4) 提出する書類

①瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業認定申請書【様式第1号】

- ②瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業計画書【様式第2号】
 - ③定款、規約その他これに代わる書類
 - ④その他必要と認める資料
- (5) 作成要領
- 提出書類は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。
- ①共通事項
 - ア 日本産業規格A4用紙を使用してください。
 - イ 紙媒体により原本1部、複写5部作成してください。
 - ウ 使用言語は、日本語で簡潔かつ明瞭に記述してください。
 - エ 提案の内容によっては、補足資料の提出を求めています。
 - ②事業計画書の構成について

企画提案書の構成は、「5（3）審査基準について」の内容に則って作成してください。
- (6) 質疑応答
- 本要項の内容に不明な点がある場合は、次の方法で質問事項を提出してください。
- ①提出期限 令和8年9月4日（金）まで
 - ②提出方法 メールに【様式：質問書】を添付
下記メールアドレスあてに送付してください。
citypromotion@city.mizunami.lg.jp
 - ③回答方法 質問受付後1週間以内に回答します
- (7) 留意事項
- ①応募に要する費用は全て応募者の負担とします。
 - ②一応募者につき、一事業の提案とします。
 - ③提出された書類は返却できません。

5. 審査方法及び審査基準

(1) 審査方針について

応募書類の審査は、瑞浪市附属機関設置条例（平成28年条例第23号）第3条の規定により、瑞浪市ふるさと納税活用型地域活性化促進事業助成金審査会（以下「審査会」という。）が行います。審査にあたっては、(3)の審査基準に基づいて提案の内容等を審査し、認定事業者を決定します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法について

(3)の審査基準に基づき、審査会において、応募者からのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、基準点を超えた応募者から選定事業者を決定します。審査会の日時においては、応募者へ書面にて案内しますので、説明ができる方の参加をお願いします。

(3) 審査基準について

	審査基準	配点
1	地域の課題を適切に捉えているか	10点
2	課題解決につながる事業内容であるか	20点
3	地域を巻き込む取組であるか	20点
4	寄附者から共感を得られる工夫はあるか	20点

5 実施スケジュールは現実的なものか	10点
6 事業遂行は適正可能な体制（団体）であるか	10点
7 費用の積算は適正であるか	10点
合 計	100点

(4) 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募者へ通知します。

6. 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) その他、この要項に記載する事項に違反のあったとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為などがあった場合

7. 寄附の募集について

(1) CF実施までの流れ

- ①認定事業者は、CFにより寄附を募集するにあたり、市及びふるさと納税ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の運営事業者や中間事業者（以下「運営事業者等」という。）と必要な事項について協議を行います。協議の結果、CFの実施内容・寄附目標金額等について、提案時点から変更が生じる可能性があります。
- ②協議による調整後、ポータルサイトで寄附募集を実施します。
- ③募集期間終了後、結果を書面にて認定事業者へ通知します。

(2) 留意事項

- ①認定事業者はポータルサイトの寄附募集ページ作成に必要な写真及び情報を提供していただきます。
- ②認定事業者自らが積極的に寄附を募ってください。
- ③寄附募集の実施期間は、寄附の募集を開始した年度の3月31日までを限度とし、市と運営事業者等との協議により定めます。
- ④寄附額が目標金額に満たなかったことにより、助成金交付見込み額での認定事業実施が困難となる場合は、認定事業を中止することができます。